

東御市とウエルシア薬局株式会社との  
住民福祉の向上に関する連携協定書

東御市（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）は、市民の住民福祉の向上に関する取組を推進するため、次のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の持つ知識、情報、技術、物資その他の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民の健康増進や地域福祉の向上を図り、市民の心身ともに健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 医療・介護・予防及び地域の健康増進に関わること。
- (2) 薬剤師・管理栄養士等における情報発信による市民の健康増進に関わること。
- (3) 感染症対策に関わること。
- (4) 高齢者、障がい者、子ども、妊婦等の健康増進及び見守り等地域福祉の向上に関わること。
- (5) その他、地域コミュニティ形成に関わること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容等については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第3条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により相手方に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施について知り得た個人情報又は機密情報を第三者に開示し、又は本協定の目的以外に利用してはならず、本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、（個人情報については関係法令を遵守の上）事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による本協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新するものとし、その後においても同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月16日

甲 長野県東御市 県 281-2  
東御市  
市 長

佐岡利夫



乙 東京都千代田区外神田二丁目2番15号  
ウエルシア薬局株式会社  
代表取締役

田中純一

